



静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則等の制定

(要旨)

静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例（平成 20 年静岡県条例第 22 号）の施行期日を定める規則及び条例の施行に関し必要な事項を定める条例施行規則を制定し、平成 21 年 4 月 28 日に公布する。

※平成 21 年 4 月 28 日発行の県公報に登載

(概要)

1 主な内容

(1) 静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例の施行期日を定める規則

- ① 条例の施行目を平成 21 年 6 月 4 日とする。
- ② 規則の公布日（4 月 28 日）から条例の施行に必要な準備行為（条例に基づく届出や許可申請の受付など）を開始する。

(2) 静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則

- ① 次に掲げる申請等に係る様式及び添付書類を定める。
 - ア 航空機による滑走路等の使用の届出
 - イ 制限区域への立入り及び制限区域内における車両の運行の許可の申請
 - ウ 禁止行為に係る許可の申請
 - エ 土地等の使用の許可の申請
 - オ 航空機給油施設の使用の承認の申請 など
- ② 営業の許可を要しない者について定める。

航空法第 100 条第 1 項の航空運送事業者、第 123 条の航空機使用事業者などは条例による許可対象から除外する。
- ③ 着陸料等を減免することができる場合及び減免する額を定める。

ア 公用のために使用する場合	着陸料等の全額
イ 災害応急対策のために使用する場合	着陸料等の全額
ウ 航空交通管制等の必要による使用の場合	着陸料等の全額
工 試験飛行のために使用する場合	着陸料の全額
オ やむを得ない事情による再着陸・不時着	着陸料の全額
力 直前に沖縄島に所在する空港を離陸した有償運送機着陸料を本則の 6 分の 1 に減額（ジェット機）	
キ 知事が必要と認めるとき	知事が別に定める額

※「着陸料等」とは着陸料及び停留料をいう。